

消費者庁 任期付職員の募集について

消費者庁において、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁総務課法規専門官）

2. 職務内容

消費者庁総務課では、消費者庁の所掌事務に関して行う情報の提供及び公開等に関する審査に関することや、消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること等を所掌しています。

今回募集する官職は、法規専門官として、次のような業務を行っていただくものです。

- (1) 消費者庁所管の各種消費者保護関係法令の執行等に係る公表文書等について審査する業務
- (2) 消費者庁に対する行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づく審査請求及び消費者庁を所管行政庁とする行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく行政訴訟その他の訴訟への対応を補助する業務
- (3) その他消費者庁の所掌事務における法律問題に関する業務

3. 募集人員

1 名

4. 募集対象

(1) 次に該当する方

法曹資格を有し、3 年以上の実務経験がある方

(2) なお、次に該当する方は、応募できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

平成31年1月1日（予定）から1年間（更新もあり得ます。）

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり。）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇あり。

10. 勤務地

消費者庁総務課（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館）

11. 応募方法

（1）提出書類

ア）履歴書（市販の用紙で可。写真添付。高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

※履歴書余白に「消費者庁総務課法規専門官志望」と明記すること。

イ）志望理由（A4横書き、2,000字以内）

ウ）職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※研究経験がある者は上記に加え研究業績（著書・論文等、A4横書き）を添付することが望ましい。

※なお、不採用の場合は応募書類を返却します。

(2) 提出方法 郵送

※発送封筒に「消費者庁総務課法規専門官志望」と必ず明記すること。

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切り 平成30年8月17日（必着）

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

1.2. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を御連絡させていただきます。提出締切り後2週間以内に連絡がない場合は、書類選考不合格となります。

1.3. 連絡先

（業務内容）消費者庁総務課訟務対策官

T E L (03) 3507-9172（直通）

（勤務条件）消費者庁総務課人事係

T E L (03) 3507-9152（直通）